

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品

製品名 : アミックス CVT フルード-DFE
製品コード : 08700-K9007、08700-K9008
推奨用途及び使用上の制限 : 自動車の CVT フルード

会社情報

会社名 : 日本バーク株式会社
住所 : 〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目1-26
担当部門 : 伊丹工場 技術室
電話番号 : 072-784-0229
ファックス番号 : 072-784-0584

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分外

急性毒性 (経皮) : 区分外

急性毒性 (吸入-粉塵、ミスト) : 区分外

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 区分外

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分外

環境に対する有害性

水生環境有害性 (急性有害性) : 区分3

水生環境有害性 (長期間有害性) : 区分3

※記載のないものは分類対象外または分類できない。

GHSラベル要素

シンボル

なし

注意喚起語

—

危険有害性情報

- ・ 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

- ・ 環境への放出を避けること。

応急措置

—

保管

- ・ 子供や認知症の方等の手の届かない所に保管すること。

廃棄

- ・ 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄処理業者と委託契約して、処理を委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

成分及び含有量(危険有害成分)

成分名	含有量 (%)	CASNo.	化審法 No.	安衛法 No.	PRTR 法 No.
鉱油	80~90	非公開	非公開	168	非該当
灯油	1未満	8008-20-6	(9)-1702	380	非該当

- ・ 化審法 No. : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 官報公示整理番号
- ・ 安衛法 No. : 労働安全衛生法第 57 条の 2 通知対象物質の政令番号
- ・ PRTR 法 No. : 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 指定化学物質の種別及び政令番号
- ・ 他に危険有害性の基準に該当しない潤滑油添加剤を含有する。

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 気分が悪いときは、空気の新鮮な場所で安静にする。気分が回復しない場合は、医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染した衣服を脱ぎ、石鹼や皮膚用の洗剤を使って水でよく洗い流す。異常があれば、医師の診断を受ける。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な流水で 15 分以上、瞼の裏まで完全に洗浄する。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。目の刺激が続く場合は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。無理に吐かせずに、直ちに医師の診断を受ける。被災者の意識のない場合は、口から何も与えてはいけない。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 噴霧水、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤 : 棒状の水
- 特有の消火方法 : 可燃物を周囲から取り除き、高温にさらされる周囲の設備には水をかけて冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 保護具を着用し、風上から消火活動を行なう。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業の際には、必ず保護具を着用し、風上で作業を行う。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- 回収、中和 : 漏出源を遮断し、漏れをとめる。少量の場合は、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 二次災害の防止策 : 風下の人を避難させる。漏洩した周辺には、ロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに除去するとともに、消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 火気厳禁。電気機材は防爆構造にする他、静電気、スパーク等による着火源を生じないようにする。静電気対策を行い、作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。
容器は必ず密閉する。
- 安全取扱い注意事項 : 高温物、スパーク、火炎を避け、強酸化剤との接触を避ける。
滑りによる事故防止のため、少量のこぼれ、漏れを避ける。

保管

- 技術的対策 : 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地する。
適切な保管条件 : 風通しの良い冷暗所に保管する。直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて保管する。水のかかる所や湿気の多い所に置かない。

8. 暴露防止及び保護措置

成分の暴露濃度基準

成分名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH (TLV)
鉱油	未設定	3mg/m ³ (鉱油ミスト)	TWA 5mg/m ³ (鉱油ミスト)
灯油	未設定	未設定	TWA 200ppm/m ³

- 設備対策 : 屋内作業場での使用の場合は、発生源の密閉化又は局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、位置を明確に表示する。

保護具

- 呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスク
手の保護具 : ゴム製保護手袋
目の保護具 : 側板付き普通眼鏡またはゴーグル型保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具 : 長袖の作業着、安全靴、ゴム製の前掛け

9. 物理的及び化学的性質

- 形状 : 液体
色 : 赤色透明
臭い : 特有の臭気
pH : データなし
融点・凝固点 : データなし
沸点・初留点及び沸騰範囲 : 316℃以上
引火点 : 175℃以上 (クリーブランド開放式)
蒸発速度 : データなし
爆発範囲 : (下限) 0.9% (上限) 7.0%
蒸気圧 : 0.013kPa以下 (20℃)
蒸気密度 : (空気=1) 2以上 (101kPa)
密度 : 0.84g/cm³ (15℃)
溶解度 : 非水溶性
n-オクタノール/水分配係数 : 3.5以上
自然発火温度 : データなし
分解温度 : データなし
粘度 : 22.4mm²/s (40℃)

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 安定
危険有害反応可能性 : 起こらない
避けるべき条件 : 火気、熱源
混触危険物質 : ハロゲン類、強酸化性物質、強酸、強塩基
危険有害な分解生成物 : 燃焼の際にはアルデヒド類、酸化硫黄、一酸化炭素等が発生する可能性がある

11. 有害性情報

吸入

- 毒性 : 毒性が極めて低い。組成物質の評価に基づく。

炎症： 常温/取り扱う温度では、無視できる有害性しかない。組成物質の評価に基づく。
摂取
毒性： 毒性が極めて低い。類似構造物質の試験データに基づく。

皮膚

毒性： 毒性が極めて低い。組成物質の評価に基づく。
炎症： 常温では皮膚の炎症はほとんど起きない。組成物質の評価に基づく。

眼

炎症： 眼に短い時間軽度な不快感を及ぼす恐れがある。組成物質の評価に基づく。

短期的暴露による他の健康有害性

ヒトでの経験や実験データから、亜慢性、慢性の呼吸器系又は皮膚感作性、変異原性、生殖毒性、発がん性、標的臓器毒性（単回暴露又は反復暴露）、吸引力呼吸器有害性その他の健康影響が予想される。

内容物：

高度精製基油： 動物実験で発がん性なし。代表製品においてはIP-364、修正 AMES 試験及び他のスクリーニングテストにも合格している。皮膚への塗布、吸入での研究では、最小の影響であることが示されている。： 肺に対し免疫細胞の特定の浸潤、オイル沈着及び最小の肉芽腫もない。また、実験動物において感作性はない。

IARC 分類：リストになし

1 2. 環境影響情報

ここに示す情報は、この物質、成分および類似物質のデータに基づいている。

生態毒性

水中生物に有害であると予測される。長期間にわたり、環境に有害作用を与える原因となることがある。

移動性

基油成分は溶解度が低く、浮遊し、水中から陸上に移動することが予測される。汚泥ならびに汚水固形物として分離し得る。

生物分解性

基油成分は本質的に生分解性と予測される。

生態蓄積性の可能性

基油成分は生態蓄積の可能性を有するが、代謝あるいは物理的特性により、生体内濃度を低下させたり、生体利用効率を制限させたりすることもある。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄処理業者と委託契約をして、処理を委託する。
汚染容器及び包装： 中身を使い切ってから廃棄する。製品が付着している容器も廃棄物として適切に処理する。

1 4. 輸送上の注意

共通注意事項： 取扱い及び保管上の注意の項を参照するほか、運搬に際しては、容器の漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れの防止を確実にする。

国際規制

国連番号： 非該当
国連分類： 非該当
容器等級： 非該当

海洋汚染物質	： 該当
国内規制	
陸上規制情報	： 消防法の定めるところに従う。
海上規制情報	： 船舶安全法の定めるところに従う。
航空規制情報	： 航空法の定めるところに従う。

15. 適用法令

消防法	： 危険物 第四類第三石油類 非水溶性 危険等級Ⅲ
労働安全衛生法	： 表示対象物質 鉱油、灯油 通知対象物質 鉱油、灯油
PRTR法	： 非該当
毒物及び劇物取締法	： 非該当
船舶安全法	： 非該当
港則法	： 非該当
航空法	： 非該当
海洋汚染防止法	： 油分排出規制（原則禁止）
下水道法	： 鉱油類排出規制（許容限度5mg/L以下）
水質汚濁防止法	： 鉱油類排出規制（許容限度5mg/L以下）
廃棄物処理及び清掃に関する法律	： 産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

16. その他の情報

主な文献

- JIS Z 7253-2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
- JIS Z 7252-2014 GHSに基づく化学品の分類方法
- GHS 分類結果データベース（独立行政法人製品評価技術基盤機構－NITE） ※1
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則（海文堂）
- 緊急時応急措置指針（日本規格協会）
- 原料メーカーの安全データシート ※2

※備考

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、危険、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意してください。

記載の評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。取扱う事業者は、本データシートを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることをご理解の上で活用されるようお願いいたします。